

## ○境港港湾施設条例施行規則

昭和45年 4月 1日  
港湾管理委員会規則第 4号

## 改正

昭和52年10月19日委員会規則第 4号  
昭和53年11月10日委員会規則第 2号  
昭和55年 7月31日委員会規則第 1号  
昭和61年 3月28日委員会規則第 1号  
昭和62年 3月17日委員会規則第 2号  
平成 2年 3月22日委員会規則第 7号  
平成 5年 3月25日委員会規則第12号  
平成12年 3月29日委員会規則第 4号  
平成15年 3月31日委員会規則第 1号  
平成15年 7月22日委員会規則第 7号  
平成16年 3月31日委員会規則第 1号  
平成16年 6月18日委員会規則第 3号  
平成17年10月25日委員会規則第 1号  
平成18年 1月31日委員会規則第 1号  
平成20年 4月 1日委員会規則第 8号  
平成20年11月19日委員会規則第10号  
平成29年 4月 1日委員会規則第 1号  
令和元年 7月26日委員会規則第 4号  
令和 3年10月 1日委員会規則第 3号  
令和 6年 3月 1日委員会規則第 1号

## (目的)

第 1 条 この規則は、境港港湾施設条例（昭和45年 4月境港管理組合条例第 3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (制限区域への立入りの特例)

第 1 条の 2 条例第 3 条第 1 項ただし書の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合であつて、港湾管理委員会（以下「委員会」という。）が立入りの必要があると認めるときとする。

- (1) 制限区域（条例第 3 条第 1 項に規定する制限区域をいう。以下同じ。）の岸壁について条例第 13 条第 1 項の規定による許可を受けた船舶が当該岸壁を使用する場合及び当該船舶の乗組員又は乗客が当該許可期間中に立ち入る場合
- (2) 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第 2 条第 2 項に規定する港湾運送事業（以下「港湾運送事業」という。）を行う者及びその車両が制限区域の岸壁に停泊する船舶又は制限区域に蔵置されている貨物に関して港湾運送事業を行うために当該制限区域に立ち入る場合
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第 2 条第 1 項に規定する海上運送事業（以下「海上運送事業」という。）を行う者及びその車両が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して海上運送事業を行うために当該制限区域に立ち入る場合
- (4) 水先法（昭和24年法律第121号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する水先人及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して水先を行うために当該制限区域に立ち入る場合
- (5) 引船業者及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して引船を行うために当該制限区域に立ち入る場合
- (6) 通船業者及びその船舶が制限区域の岸壁に停泊する船舶に関して通船を行うために当該制限区域に立ち入る場合
- (7) 警察の職員及びその車両が職務の執行に伴って立ち入る場合
- (8) 海上保安庁の職員及びその船舶が職務の執行に伴って立ち入る場合
- (9) その他委員会が立入りの必要を認めた者及びその車両、船舶等が制限区域に立ち入る場合

(指定の申請等)

第2条 条例第7条の規定による申請をしようとする者は、管理者が指定する日までに、指定管理者指定申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 定款若しくは寄附行為および登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度又は前事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録)
- (4) 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- (5) 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- (6) 指定管理施設の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、条例第8条第1号から第4号に掲げる基準に適合していることを確認するために管理者が必要と認める書類

2 第1項の管理者が指定する日その他指定の手續に関し必要な事項は、公示するものとする。

(事業報告書の提出)

第2条の2 指定管理者(条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、自治法第244条の2第7項の事業報告書を、毎年度終了後30日以内に、管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において同条第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理施設の管理業務の実施状況
- (2) 指定管理施設の使用状況
- (3) 指定管理施設に係る利用料金の収入の実績
- (4) 指定管理施設の管理に係る経費の収支の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項

(使用許可の申請)

第3条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、様式第1号による申請書を委員会(指定管理施設に係るものにあつては、指定管理者があるときは「指定管理者」とする。第6条、第7条及び第11条第2項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他特別の理由により申請書を提出することができないときは電話その他の方法により行なうことができる。

2 岸壁及び物揚場を係留のために使用する場合並びに船舶役務用施設を船舶の給水のために使用する場合において前項の規定による申請を行うときは、様式第1号(その1)及び様式第1号(その3)に代えて様式第1号(その1の2)及び様式第1号(その3の2)を使用して行うことができる。

3 岸壁、物揚場、野積場、貯木場、上屋及び港湾施設用地の使用(岸壁及び物揚場の使用で係留のためのものを除く。)に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 実測平面図
- (3) 面積計算書及び丈量図
- (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

(使用の報告)

第4条 条例第16条の2の規定により境夢みなとターミナルに寄港する旅客船を運航する事業者は、様式第9号による報告書を、管理者(指定管理施設に係るものにあつては、指定管理者があるときは「指定管理者」とする。)に提出しなければならない。

(利用料金)

第5条 指定管理者が、条例第20条第2項の規定により利用料金を定め又は変更しようとするときは、様式第8号又は様式第8号の2による申請書を、管理者に提出しなければならない。

(工作物等の設置等の許可の申請)

第6条 条例第21条の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 設置等に係る事業の概要を記載した図書
  - (2) 位置図
  - (3) 設置等(工作物等の除却を除く。)に係る土地の実測平面図
  - (4) 工作物等の設計図(工作物等の除却にあつては、構造図)
  - (5) 工事の実施方法を記載した図書
  - (6) 占用する土地の面積計算書及び丈量図
  - (7) その他参考となるべき事項を記載した図書

(許可事項の変更)

第7条 条例第13条第1項及び条例第21条の規定により許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、様式第2号の2による変更許可申請書を委員会に提出し許可を受けなければならない。

- 2 指定管理施設にあつては、様式第2号の3又は様式第2号の4による変更許可申請書を委員会に提出し許可を受けなければならない。

(許可に基づく地位の承継の届出)

第8条 条例第22条第2項の届出をしようとする者は、様式第3号による届出書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、当該届出に係る地位の承継を示す書面その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。

(権利譲渡の承認の申請)

第9条 条例第23条第1項の承認を受けようとする者は、様式第4号による申請書を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。
  - (1) 譲渡に関する当事者の意志を示す書面
  - (2) 譲渡の理由及び譲渡しようとする年月日を記載した書面
  - (3) 譲り受けようとする者の事業の計画の概要を記載した図書
  - (4) その他参考となるべき事項を記載した図書

(工事の着手及び完成の届出)

第10条 第6条の許可を受けた者は、当該工事に着手したとき、又は当該工事が完成したときは、様式第5号による届書をすみやかに委員会に提出しなければならない。

(使用廃止の届出)

第11条 港湾施設の使用の許可を受けた者が当該使用期間の満了前に使用を廃止しようとするときは、様式第6号による届出書を委員会に提出しなければならない。

- 2 指定管理施設にあつては、様式第6号の2又は様式第6号の3による届出書を委員会に提出し許可を受けなければならない。

(電子情報処理組織による許可の申請等)

第12条 この規則の規定による申請及び届出(以下「申請等」という。)は、法第48条の4第1項に規定する電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して行うことができる。ただし、指定管理施設に係るものを除く。

- 2 前項の規定により行われた申請等は、電子情報処理組織に接続した委員会が使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に委員会に到達したものとみなす。

- 3 第1項の規定による申請等に対する処分を行うときは、当該処分の通知を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 4 前項の規定により行われた処分の通知は、電子情報処理組織に接続した同項の処分の通知を受ける申請者又は届出者が使用する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申請者又は届出者に到達したものとみなす。

(提出書類の部数)

第13条 この規則の規定により委員会に提出する書類は、正副2通を作成して提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により申請等がされた場合には、書類の正副2通が提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(境港外江公共臨港線管理規則の廃止)
- 2 境港外江公共臨港線管理規則(昭和35年1月境港管理組合規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和52年10月19日委員会規則第4号)

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則(昭和53年11月10日委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月31日委員会規則第1号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月28日委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月17日委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年3月22日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年3月25日委員会規則第12号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日委員会規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の境港港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類はこの規則による改正後の境港港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成15年3月31日委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月15日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の境港港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出されている書類はこの規則による改正後の境港港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成15年7月22日委員会規則第7号)

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から30日を経過するまでの間において、改正前の境港港湾施設条例施行規則の規定に基づいて提出される様式第1号(その1)にかかる書類は、この規則による改正後の境港港湾

施設条例施行規則の規定に基づく様式第1号（その1）により提出されたものとみなす。

附 則（平成16年6月18日委員会規則第3号）

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年6月23日から施行する。

附 則（平成17年10月25日委員会規則第1号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年1月31日委員会規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日委員会規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月19日委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布日から施行する。

附 則（平成29年4月1日委員会規則第1号）

（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月26日委員会規則第4号）

この規則は、令和元年7月26日から施行する。

附 則（令和3年10月1日委員会規則第3号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月1日委員会規則第X号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

様式第1号 (その1)

係留施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
 港湾管理委員会委員長 様

申請者  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

係留施設を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

船社名		代理店名		運航者名	
信号符号(コールサイン)		船 名		国 籍	
				船 の 全 長	
				m	
総トン数	重量トン数(DWT)	船の種類	運航区分	港内シフト予定	
トン	トン		入港・移動	有 ・ 無	
入港(予定)日時		着岸(希望)日時		離岸(希望)日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
航 路 名		係留場所(港湾施設名)		危 険 品 の 有 無	
外航 定期 内航 不定期				有 ( ) ・ 無	
着岸時(入出港時最大)喫水		仕 出 港		仕 向 港	
船首: m	船尾: m				
当 港 揚 荷		当 港 積 荷			
品 名	数量(単位)	品 名	数量(単位)		
	-----		-----		
	-----		-----		
(特記事項)					
(決定欄) ※申請者は記入しないこと。					
船席(着岸位置)					
着岸(予定)日時		離岸(予定)日時			
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分			

様式第1号 (その1の2)

係留施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
 港湾管理委員会委員長 様

申請者  
 住所  
 氏名 (電話番号 — — )

【外航・内航】

申請者コード		IMO番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
船名		IMO番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
船舶基本情報	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】	
	国籍	船籍港	
船主等情報	総トン数	国際総トン数	重量トン数 全長
	連絡方法	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
	船主名 (所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号 (名前)	船舶電話番号又はFAX番号 (コード)	
(住所)		(住所)	
(電話番号又はFAX番号)		(電話番号又はFAX番号)	
運航者名・住所・電話番号又はFAX番号		運航者名・住所・電話番号又はFAX番号	
(運航者と船舶借借人が異なる場合は、船舶借借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)		(運航者と船舶借借人が異なる場合は、船舶借借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)	
(名前)		(名前)	
(住所)		(住所)	

(電話番号又はFAX番号)		(コード)	
代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号			
(名前)			
(住所)			
(電話番号又はFAX番号)			
入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分 月 日 時 分 分から 分まで	
係留施設(希望船席)名称・場所 (コード)			
着岸(予定)日時 月 日 時 分		離岸(予定)日時 月 日 時 分	
移動前停泊場所			
移動後停泊場所			
移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分 月 日 時 分 分から 分まで	
運航区分 【入港・移動】	着岸舷側 【左舷・右舷】	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで) m
航路名 .....【優先指定・定期・不定期】			
仕出港	前港	次港	仕向港
特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】(予定日時) 月 日 時 分			
船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	

入港情報

航海情報

船名



貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)
危険物情報	その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
		品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による撰氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時			
	出港時			
保障契約情報	危険物荷役期間			
	月	日	時	分から
	月	日	時	分まで
保障契約締結の有無		保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)		
【有・無】				
保障契約証明書等を有していない場合の		①保険者等の氏名又は名称		
		②保障契約の証書の番号		

記入事項	③保障契約の有効期間 ④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約と なっているか ⑤保障限度額
備考	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】

(注1) 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあつては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。  
 (注2) 「貨物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。  
 (注3) 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

様式第1号（その2）

岸壁、物揚場、上屋  
野積場、貯木場、用地 使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

港湾施設（岸壁、物揚場、上屋、野積場、貯木場、港湾施設用地）を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

場 所 （ 港 湾 施 設 名 ）				
目 的				
使用面積又は数量				
使 用 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで			
貨物の種類及び数量 （貨物がある場合のみ記入）	品名		数量	

備考 位置図、平面図、求積図、既設の許可工作物等がある場合はその構造図平面図及び求積図を添付すること。

様式第1号（その3）

船舶給水許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

船舶給水を受けたいので、次のとおり許可を申請します。

船 名	
係留場所 (港湾施設名)	
給水予定月日 及び数量	月 日 時 分から t
(決定欄)	※申請者は記入しないこと。
給水量	_____ t
給水時間	_____ 時 _____ 分 から _____ 時 _____ 分
使用料	_____ 円 (単価 _____ 円/t × _____ t)

様式第1号 (その3の2)

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
(電話番号 — — )

【外航・内航】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符号 (コールサイン) 等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【 岸壁給水 ・ その他 】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	m <sup>3</sup>
希 望 給 水 場 所	
希 望 給 水 場 所 コ ー ド	
備 考	その他
	※実績確認
	給水量 m <sup>3</sup> 給水時間 月 日 時 分～ 時 分 使用料 円

(注) ※印の欄は記入しないこと。

様式第1号（その4）

くん蒸施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

くん蒸施設を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

場 所 （港湾施設名）	
目 的	
く ん 蒸 数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
貨 物 の 種 類	

様式第1号（その5）

冷凍コンテナ電源施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

冷凍コンテナ電源施設を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

場 所 （港湾施設名）				
目 的				
使 用 期 間				
貨 物 の 種 類 及 び 数 量	品 名		数 量	

様式第1号（その6）

荷役機械使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

荷役機械を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

使用する荷役機械	
目 的	
使 用 期 間	



様式第1号（その7）

国際コンテナターミナル管理棟使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

国際コンテナターミナル管理棟を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

使用目的	
使用面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 使用面積を証するものとして、平面図及び求積図を添付すること。

様式第1号（その8）

計量器（トラックスケール）使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

計量器（トラックスケール）を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用回数	

様式第1号（その9）

測定機器（放射線検知器）使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

測定機器（放射線検知器）を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

使用目的	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用回数	

様式第1号 (その10)

境港公共マリーナ管理棟使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
 港湾管理委員会委員長 様

申請者  
 住 所  
 氏 名  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

使用責任者 (申請者と異なる場合のみ)		住所 氏名  (電話 — — )					
使用目的等		使用人員 人					
使 用 施 設	施設名	使用期間			時間数等	※単価	※使用料
	艇庫	年 月 日から 年 月 日まで	月間		円	円	
	研修室	研修	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時間		円	円
		宿泊	年 月 日から 年 月 日まで	人		円	円
	炊事室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時間		円	円	
	食事室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時間		円	円	
	ロッカー	年 月 日から 年 月 日まで	月間		円	円	
	シャワー	年 月 日から 年 月 日まで	回		円	円	
	その他	年 月 日から 年 月 日まで	m <sup>2</sup>		円	円	
備考							

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
 2 使用面積を証するものとして、平面図及び求積図を添付すること。  
 3 指定管理者がある場合に当たっては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号(その11)

境港公共マリーナ係留施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

船舶種別		全長	m	艇の名称	
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで		
緊急時の 連絡先					

\*上欄のみ記入してください。

区 分	一 般 使 用		専 用 使 用			
使用料	日	円	月	円	年	円
使用許可 期 間	年 月 日から		年 月 日まで			
指定場所			許可番号			
備 考						

備考 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号(その12)

境港公共マリーナ船舶保管施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

船舶種別		全長	m	艇の名称	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
緊急時の 連絡先					

\*上欄のみ記入してください。

区 分	一 般 使 用		専 用 使 用			
使 用 料	日	円	月	円	年	円
使用許可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
指定場所			許可番号			
備 考						

備考 指定管理者がある場合に当たっては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号（その13）

境港公共マリーナ揚降施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

船舶種別		艇の名称	
使用日	年 月 日		

\*上欄のみ記入してください。

揚降施設	揚艇・降艇	回	使用料	円
備 考				

備考 指定管理者がある場合、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号（その14）

境港公共マリーナ給水施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

艇の名称	
使用日	年 月 日

\*上欄のみ記入してください。

使用量	m <sup>3</sup>	使用料	円
摘要	0.2m <sup>3</sup> まで	100円	
	0.2m <sup>3</sup> を超える場合 0.1m <sup>3</sup> 当たり	50円	
給水後メーター値			
給水前メーター値			
使用水量			

備考 指定管理者がある場合、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。



様式第1号(その15)

境港公共マリーナ多目的施設使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

施設を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

区 分	シャワー			ドライルーム					
使用期間	年 月 日から		回	年 月 日 時 分から					年 月 日 時 分まで
緊急時の 連絡先									

\*上欄のみ記入してください。

区 分	シャワー		ドライルーム	
使用料		円		円
備 考				

備考 指定管理者がある場合、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号(その16)

境港公共マリーナキャンプ場使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

使 用 目 的	1 キャンプ( 人、テント 張り) 2 バーベキュー( 人) 3 そ の 他( )
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

\*上欄のみ記入してください。

使 用 区 画	
使 用 料	円
備 考	

- 備考 1 「使用目的」欄は、その該当する番号に○印をした上で( )内に使用人数等を記入すること。  
2 指定管理者がある場合、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号（その17）

境港公共マリーナ多目的広場使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

次のとおり施設を使用したいので、許可を申請します。

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使 用 区 分	1 全 面 2 2分の1面

\*上欄のみ記入してください。

使 用 料	円
備 考	

- 備考 1 「使用区分」欄は、その該当する番号に○印をすること。  
2 指定管理者がある場合に当たっては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第1号 (その18)

境夢みなとターミナル使用許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

施設を使用したいので、次のとおり許可を申請します。

使用責任者 (申請者と異なる場合のみ)	住所 氏名  (電話 — — )				
目 的					
使 用 施 設	施 設 名	使 用 期 間	使用面積等	※単 価	※使用料
	事 務 室	年 月 日 から 年 月 日 まで	m <sup>2</sup>	円	円
	展望デッキ	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	m <sup>2</sup>	円	円
	屋 内 床 面	年 月 日 から 年 月 日 まで	m <sup>2</sup>	円	円
	屋 内 壁 面	年 月 日 から 年 月 日 まで	m <sup>2</sup>	円	円
	会 議 室	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	1 室	円	円
	その他施設	年 月 日 から 年 月 日 まで	m <sup>2</sup>	円	円
備 考					

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 使用面積を証するものとして、平面図及び求積図を添付すること。  
3 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第2号

工作物設置（改築、移転、除去）許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

工作物を設置（改築、移転、除去）したいので、次のとおり許可を申請します。

場 所（港湾施設名）	
目 的	
工作物の名称又は種類	
工作物の構造又は能力	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使用面積（数量）	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考 次の図書を添付すること。

- 1 位置図、2 平面図、3 求積図、4 構造図、5 横断面図、6 縦断面図、
- 7 設計図、8 仕様書（除去の場合は7、8は除く）

様式第2号の2

許可事項変更許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり許可事項を変更したいので申請します。

既許可の許可年月日 及び許可番号	年 月 日 指令境管第 号	
変 更 理 由		
変更を要する事項	変 更 前	変 更 後

備考 許可を受けた際、添付した図書のうち変更をしようとする事項にかかるものを添付すること。

様式第2号の3

境港公共マリーナ許可事項変更許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

次のとおり許可事項を変更したいので、申請します。

項 目		変 更 前	変 更 後
船艇	種 別 (メーカー名) (形 式)		
	全 長	m	m
	名 称		
住 所			
名 所 在 称 所 属 団 体			
そ の 他			
摘 要			

- 備考 1 船艇に変更のある場合は、船舶検査証書を添付すること。  
2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「境港管理組合港湾管理委員会委員長」とあるのは「指定管理者」とする。

様式第2号の4

境夢みなとターミナル許可事項変更許可申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可事項を変更したいので、次のとおり許可を申請します。

区 分	許 可 の 内 容	変更しようとする内容
施 設 名		
目 的		
使 用 面 積	平方メートル	平方メートル
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 理 由		

- 備考 1 許可を受けた際、添付した図書のうち変更をしようとする事項にかかるものを添付すること。
- 2 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「境港管理組合境港港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。



様式第3号

許可に基づく地位承継届

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可に基づく地位を承継したいので、次のとおり届け出ます。

1 場 所

2 被承継人の 住 所  
ふりがな  
氏 名

3 承継の年月日

4 承継に関する事実

5 許可の年月日及び番号

6 許可の内容及び条件の概要

様式第4号

権利譲渡承認申請書

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

申請者 譲り渡そうとする者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

譲り受けようとする者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

許可に基づく権利を譲渡したいので、次のとおり承認を申請します。

- 1 場 所  
(港湾施設名)
- 2 譲渡しようとする権利の内容
- 3 許可年月日及び番号
- 4 許可の内容及び条件の概要

様式第5号

工 事 着 手 ( 完 成 ) 届

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

届出人

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

工事に着手(工事を完成)したので、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	
工事場所(港湾施設名)	
工作物の名称又は種類	
工作物構造又は能力	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
工 事 請 負 人	
摘 要	

様式第6号

使 用 廃 止 届

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

届出人

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

港湾施設の使用を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 指令境管第 号
使用廃止年月日	年 月 日
使用廃止理由	

様式第6号の2

境港公共マリーナ船舶係留・保管施設使用廃止届

年 月 日

境港管理組合  
港湾管理委員会委員長 様

届出人  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

施設の使用を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

許 可 内 容	
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「境港管理組合港湾管理委員会委員長」とあるのは、「指定管理者」とする。

様式第7号

指定管理者指定申請書

年 月 日

境港管理組合管理者 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

境港港湾施設条例第7条の規定により、指定管理施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(留意事項)

グループで申請する場合は、「申請者」の項目に、代表する団体の所在地等を記入すること。

グループの構成員については別紙「グループ構成表」を申請書に添付すること。

(添付書類例)

- (1) 指定管理施設の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類（申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録）
- (4) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (6) 指定管理施設の管理の業務を行う組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

境港管理組合管理者 様

指定管理者  
所在地  
名称  
代表者氏名

指定管理施設の利用料金を定めたいので、境港港湾施設条例第20条の2の規定により、下記のとおり申請します。

記

境港公共マリーナの利用料金

港湾施設の種類	使用区分		利用料金の算定区分	利用料金		
				単 位	金 額	
マリーナ管理棟	艇庫	専用使用	1区画	1月につき	円	
				1年につき	円	
	研修室			9時から12時まで	1室につき	円
				13時から17時まで		円
				18時から22時まで		円
				9時から22時まで		円
				18時から翌日9時まで	1人につき	円
	炊事室			1時間につき	円	
	食事室				円	
	ロッカー	専用使用		1個1月につき	円	
				1個1年につき	円	
シャワー			1人1回につき	円		
その他の施設	専用使用	1平方メートル	1月につき	円		
マリーナ多目的施設	シャワー			1人1回につき	円	
	ドライルーム		1室につき	5時間未満につき	円	
1日につき				円		
マリーナ新艇庫	艇庫	専用使用	1区画	1月につき	円	
				1年につき	円	
	その他の施設	専用使用	1平方メートル	1月につき	円	

係留施設	一般使用		艇長	6メートル未満	1日につき	円
			艇長	6メートル以上 8メートル未満		円
			艇長	8メートル以上 10メートル未満		円
			艇長	10メートル以上		円
	専用使用		艇長	6メートル未満	1月につき	円
					1年につき	円
			艇長	6メートル以上 8メートル未満	1月につき	円
					1年につき	円
			艇長	8メートル以上 10メートル未満	1月につき	円
					1年につき	円
			艇長	10メートル以上	1月につき	円
					1年につき	円
船舶保管施設	一般使用	デインギー型ヨット及び漕艇			1日につき	円
			その他の船舶	艇長	6メートル未満	円
				艇長	6メートル以上 8メートル未満	円
				艇長	8メートル以上 10メートル未満	円
	艇長	10メートル以上		円		
	専用使用	デインギー型ヨット及び漕艇			1月につき	円
					1年につき	円
			その他の船舶	艇長	6メートル未満	1月につき
					1年につき	円
艇長	6メートル以上 8メートル未満	1月につき	円			
		1年につき	円			
艇長	8メートル以上 10メートル未満	1月につき	円			
		1年につき	円			
艇長	10メートル以上	1月につき	円			
		1年につき	円			



揚降施設	揚艇又は降艇		1回につき	円
船舶給水施設		0.2立方メートル未満		円
		0.2立方メートル以上	0.1立方メートルにつき	円
陸上電気施設			1時間あたり	円
キャンプ場		1区画	24時間につき	円
多目的広場		全面	1時間につき	円
		2分の1面	1時間につき	円

#### 備考

- 1 料金の算定に当たり、1月未満、1日未満、24時間未満、1時間未満又は0.1立方メートル未満の端数は、それぞれ1月、1日、24時間、1時間又は0.1立方メートルとして計算するものとし、料金が年額で定められているものの使用期間が1年に満たないときは月割りで計算するものとし、1月未満の端数は1月として計算するものとする。
- 2 一般使用とは、使用期間が1月未満のものをいい、専用使用とは、使用期間が1月以上のものをいう。
- 3 ディンギー型ヨットとは、艇長6メートル未満のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 4 船舶保管施設の使用許可を受けている船舶が、出港又は陸揚げの準備のため、係留施設を一時的に使用する場合には、当該係留施設の利用料金は徴収しない。
- 5 係留施設及び船舶保管施設を専用使用する場合には、揚降施設及び船舶給水施設の利用料金は徴収しない（営利を目的として使用する場合を除く。）。
- 6 青少年の研修、ヨットの合宿、大会等で宿泊する場合の研修室、食事室及び炊事室の利用料金並びに宿泊料については、3割減額するものとし、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 7 炊事室の利用料金には光熱水費を、宿泊料には炊事室の利用料金を含む。
- 8 管理棟内各施設についての使用時間の延長に当たっては、1時間までごとに1時間当たりの金額を加算する。
- 9 管理棟内の施設の使用が営利目的の場合は、当該施設の利用料金と同額の金額を加算した額の利用料金を徴収する。
- 10 マリーナ管理棟研修室及び食事室を使用する際に空調設備を使用した場合は、当該施設の利用料金に25%を加算した額の利用料金を徴収する。

様式第8号の2

利用料金承認申請書

年 月 日

境港管理組合管理者 様

指定管理者  
所在地  
名称  
代表者氏名

指定管理施設の利用料金を定めたいので、境港港湾施設条例第20条の2の規定により、下記のとおり申請します。

記

境夢みなとターミナルの利用料金

港湾施設の 種類	使用区分	利用料金の 算定区分	利用料金		
			単位	金額	
旅客上屋	事務室	1平方メートル	1月につき	円	
	展望デッキ	1平方メートル	1時間につき	円	
			1日につき	円	
	屋内 床面	一般使用	1平方メートル	1日につき	円
		専用使用		1月につき	円
	屋内 壁面	一般使用	1平方メートル	1日につき	円
		専用使用		1月につき	円
会議室	1室	1時間につき	円		
その他の施設		1平方メートル	1日につき	円	
利用料金（旅客船に乗船する旅客に係るもの）			1人につき	円	

備考

- 1 料金の算定に当たり、1月未満、1日未満、1時間未満又は1平方メートル未満の端数は、それぞれ1月、1日、1時間又は1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 利用料金の額が100円未満となるときは、100円とする。
- 3 一般使用とは使用期間が1月未満のものをいい、専用使用とは使用期間が1月以上のものをいう。
- 4 屋内壁面の使用が営利目的の場合は、当該施設に係る利用料金の10倍の金額の利用料金を徴収する。

様式第9号

境夢みなとターミナル寄港報告書

年 月 日

境港管理組合管理者 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

境夢みなとターミナルに寄港したので、次のとおり報告します。

船 名	
寄 港 日	
旅 客 数	

備考 指定管理者がある場合、この様式中「境港管理組合管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。